

日韓予備交渉において両首席代表間に現在
までに大綱につき意見一致をみた請求権問
題の解決方式

昭38.1.30

外務省

1. (イ) 無償経済協力は総額3億ドルとし、毎年3,000万ドルずつを10年間にわたり日本国の生産物及び日本人の役務により供与する。但し、わが国の財政事情によつては双方合意の上、くり上げ実施することができる。
 - (ロ) 長期低利借款は総額2億ドルとし、10年間にわたり海外経済協力基金より供与する。その条件は年利率3.5パーセント、償還期限20年程度、うち据置期間7年程度とする。
 - (ハ) 以上のほか相当多額の通常の民間の信用供与が期待される。
2. 上記無償、有償の経済協力の供与の随伴的な結果として、平和条約第4条に基づく請求権の問題も同時に最終的に解決し、もはや存在しなくなることが日韓間で確認される。
- (なお、上記のほか、韓国側は貿易上の債務4,700万ドルを一定期間内に償還することが了解されている。)